

# 5月8日以降の国際クルーズ運航に関するガイドライン

## 「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン」(日本国際クルーズ協議会(JICC)) ※2023年2月27日第2版

→ ガイドラインは継続 ※規定の一部見直し

	(新) 2023年5月8日第3版	(旧) 2023年2月27日第2版
ワクチン接種	・乗客及び乗組員の初回接種(1・2回目)と最新のブースター接種を推奨 等	・全乗組員の3回接種の完了及び乗客の95%以上が2回接種の1次予防接種を受ける。さらに、ブースター接種を強く推奨等
乗船前検査等	・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(発熱等)がある乗客は、乗船前に自己検査を行うことを推奨	・乗船前3日以内PCRまたは抗原定性陰性の結果を提示等
イベント	・イベント特有のリスクを考慮し、必要に応じて追加的予防策を実施	・イベントではマスク着用を推奨、大声を出すことがないよう促す 等
プロトコル	・船内における衛生に関する新型コロナウイルス感染症対応計画(プロトコル)を各船社が整備することを推奨する 等	・船内における衛生に関する新型コロナウイルス感染症対応計画(プロトコル)を各船社が整備する 等
感染者等への対応	・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者は、5日間を目安に自室から出ることを控える。やむを得ず自室から出る時には、人混みは避け、マスクを着用するよう呼びかける。	・有症者を検査し、陽性であれば濃厚接触者とともに隔離を実施 ・感染者は7日間、濃厚接触者は5日間の隔離が原則 ・全ての乗客・乗員の健康状態を確認し、感染者及び濃厚接触者の活動場所の特定と消毒を実施。感染者の発生を検疫等に通報。 ・船内での感染拡大防止が可能と船医が判断する場合は、船内隔離を継続 等
運航警戒基準	・船内で感染者が増加した場合に備えて、追加措置を明記したプロトコルを整備することが望ましく、新型コロナウイルス感染拡大を抑制して管理するための、船舶及び陸上側の対策を記述する	・過去7日間の感染者の累計割合に基づき運航警戒レベル(Tier1-3)を設定し、レベルに応じた対応策を実施 ・10%以上となるTier3で、運航を短縮 ・医療等の資源を逼迫する可能性がある場合等でも、運航短縮を検討

## 「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本外航客船協会) ※2023年3月13日第9版

→ ガイドラインは廃止。ただし、個社毎に感染対策マニュアルを整備。  
また、海上運送法施行規則で定められている安全管理規程により引き続き感染対策を継続

## 「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」(日本港湾協会) ※2023年3月13日第9版

→ ガイドラインは廃止